



# 行政文書一部開示決定通知書

5 監査第 60-2 号  
令和 5 年 7 月 20 日

名古屋市民オンブズマン  
新海 聡 様

愛知県代表監査委員 前田 貢



令和 5 年 6 月 9 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

行政文書の名称	別紙のとおり	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和 5 年 7 月 31 日 午前 10 時
	場 所	県民生活課（愛知県県民相談・情報センター） （愛知県自治センター 2 階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 希望する枚数×10 円（A3 判以下） 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 1 円分	
開示しないこととした部分	別紙のとおり	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙のとおり	
担 当 課 等	監査委員事務局監査第一課総務・調整・監査グループ 電話 052-954-6804（ダイヤル）	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、愛知県代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県代表監査委員となります。）。
- 1 の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県代表監査委員となります。）。

注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

別紙

行政文書の名称	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
愛知県職員措置請求書（令和5年2月22日付け）	・請求人の住所、氏名及び電話番号 ・個人の氏名	<p>・愛知県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>
住民票の交付について（依頼）	・請求人の住所及び氏名 ・依頼先の市区町村長名	
地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について（通知）	・請求人の氏名	
住民監査請求に係る監査委員の除斥について	・請求人の住所、氏名及び電話番号 ・個人の氏名	
住民監査請求の要件審査について	・請求人の住所、氏名及び電話番号 ・個人の氏名	
住民監査請求に基づく監査のための調査について（令和5年3月20日付け4監査第187号）	・個人の氏名	
回答用紙	・個人の職名及び氏名	<p>・愛知県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>
	・法人の連絡先の電話番号	<p>・愛知県情報公開条例第7条第3号イに該当法人の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
住民監査請求に基づく監査のための調査について（令和5年4月3日付け5監査第1号）	・個人の職名	<p>・愛知県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されているため</p>
住民監査請求に基づく監査のための調査について（令和5年4月11日付け5監査第5号）	・個人の住所及び職名	
住民監査請求に基づく監査のための調査についての返送について（令和5年4月13日付け5監査号外）	・個人の職名	
住民監査請求に基づく監査のための調査についての返送について（令和5年4月21日付け5監査号外）	・個人の住所及び職名	
委員協議会資料（4月19日）（資料8）	・請求人の住所及び氏名	
地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について（通知）	・請求人の住所及び氏名	

# 行政文書不開示決定通知書

5 監査第 60-3 号  
令和 5 年 7 月 20 日

名古屋市民オンブズマン  
新海 聡 様

愛知県代表監査委員 前田 貢



令和 5 年 6 月 9 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。

行政文書の名称 その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	住民票（令和 5 年 3 月 2 日）
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。
担当課等	監査委員事務局監査第一課 総務・調整・監査グループ 電話 052-954-6804（ダイヤルイン）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、愛知県代表監査委員に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県代表監査委員となります。）。
- 3 1 の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県代表監査委員となります。）。